

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月から同年6月までは4万5,000円、同年7月から同年11月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年12月1日まで

私は、昭和49年4月1日からA事業所に勤務していたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年12月1日とされており、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが分かった。

当時の給与明細書は保管していないが、当時の同僚は厚生年金保険料の控除額が記された給料支払明細書を保管しており、年金記録確認第三者委員会への申立てを行い、記録訂正が認められたことを聞いたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できるとともに、申立人から提出された同僚の給料支払明細書は、事業所名の記載が無いものの、当時の事業主の姓が押印されている上、他の同僚から提出された給料支払明細書とも書式及び記載方法等が一致していることなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所において発行されたものと認められるところ、いずれの給料支払明細書においても、厚生年金保

険料の控除額が確認又は推認できることなどから判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された同僚の給料支払明細書及び他の同僚の給料支払明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額から、昭和49年4月から同年6月までを4万5,000円、同年7月から同年11月までを4万8,000円とすることが妥当である。

なお、適用事業所名簿において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年12月1日とされており、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、当該事業所が、登記簿謄本により同年2月7日に登記されていること、当該事業所保管の設立当初の事業計画書等により常時5人以上の従業員が勤務していたことが認められることなどから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において、厚生年金保険の適用対象事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間①及び申立期間②のうち平成2年4月から同年9月までの期間を15万円、申立期間⑤のうち8年10月から9年2月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年6月まで
② 平成2年2月から同年9月まで
③ 平成3年1月
④ 平成7年11月及び同年12月
⑤ 平成8年8月から9年2月まで

私は、申立期間①についてはA事業所に、申立期間②及び申立期間③についてはB事業所に、申立期間④及び申立期間⑤ではC事業所に勤務していた。

全ての申立期間に係る給与明細書等を所持しているが、給与明細書等に記載された厚生年金保険料額とねんきん定期便に記載された保険料額が異なっているので、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、全ての申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定または決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の

範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①については、申立人から提出のあったA事業所における当該期間の支給明細により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和53年10月から54年6月までの期間において、その主張する標準報酬月額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①の期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、支給明細で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②のうち平成2年4月から同年9月までの期間については、申立人から提出のあったB事業所のものと推認される給与明細表により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、当該期間において、その主張する標準報酬月額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②のうち平成2年4月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため供述が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細表で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間⑤のうち平成8年10月から9年2月までの期間については、申立人から提出のあったC事業所の給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、当該期間において、その主張する標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間⑤のうち平成8年10月から9年2月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は

不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

5 一方、申立期間②のうち平成2年2月及び同年3月、申立期間③、申立期間④、並びに申立期間⑤のうち8年8月及び同年9月については、当該給与明細書等における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 26 日から 34 年 12 月 22 日まで
② 昭和 36 年 5 月 16 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は、年金記録回答票に勤務記憶のある 3 事業所の名称を記入して提出したが、1 事業所の記録のみ回答があり、残りの 2 事業所については脱退手当金を受けているとの回答であった。しかし、私は当時、脱退手当金という言葉さえ知らなかったので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険番号 1 番から 75 番までの女性 71 人のうち、A 事業所を被保険者期間 2 年以上で退職した者は 19 人確認できるが、そのうち脱退手当金を受給している者は 4 人のみであり、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、A 事業所で当初に払い出された健康保険厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が以前勤務していた B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者記号番号と同じであるにもかかわらず、脱退手当金の支給決定がなされた時点で、B 事業所の記録が脱退手当金請求事業所に含まれていない上、申立人のオンライン記録上の脱退手当金の支給額は、所定の計算に基づき算出される申立期間の脱退手当金相当額と相違しているなど、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さが見られる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

宮崎厚生年金 事案 513 (事案 286 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月20日から23年3月まで

私は、A社に昭和11年に入社し、正社員として入社時から戦中戦後も変わることなく同じ業務に従事し、23年3月までの期間において勤務した。しかし、年金事務所の記録では、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、申立期間についての記録訂正は認められなかった。

今回、申立期間当時を知る者が判明したので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に閉鎖され、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料が保存されておらず、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況について確認できない上、同僚等も既に死亡しているため、申立人の主張を裏付ける供述が得られないこと、及び申立人が厚生年金保険に加入していた根拠として提示した年金手帳の「脱23.3」の記載についても、記入の経緯等が不明で、厚生年金保険に加入していたことの裏付けとはならないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月23日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに申立ての事実について供述できる3人の氏名を挙げ、このうち連絡可能な二人に照会したところ、そのうちの一人から、「私の兄が

申立人と同じ事業所で昭和 23 年頃までの期間において一緒に勤務していたと記憶している。」との供述を得られたが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、その兄は、昭和 17 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、20 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失しており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について裏付ける具体的な供述は得られない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 30 日

平成 21 年 5 月に私が代表取締役であった A 社が民事再生の申立てを行い、債務の調査等を行った時、私への役員賞与が 16 年 4 月 30 日に支給されたことになっていること、当該賞与から控除されたとされる社会保険料については、未払費用のまま処理されていたこと、及び当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に未提出だったことが分かった。

会社は民事再生が決定し、弁済計画の優先債権である私の預かり金である厚生年金保険料を納付したいとしているので、申立期間について標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した「役員報酬手当及び人件費の内訳書」、「仕訳伝票」及び「賞与支給明細書（控）」において、申立人の賞与 1,252 万 8,000 円、社会保険料 144 万 93 円が記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所の総務部長は、「申立人に役員賞与は支給していない。資金繰りのため帳簿上で役員賞与を支給したとする処理をした。」と供述している上、申立人も、「平成 16 年 4 月に役員賞与を受給した覚えが無く、決算時に社会保険料が未払費用で処理されていることは知らない。」としていることから判断すると、申立人について申立期間に係る賞与が支払われたと推認することはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書きでは、特例対象者が厚生年金

保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態にあったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

商業登記簿謄本により、申立人は、昭和 59 年 3 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日までの期間において A 社の代表取締役役に就任していたことが確認できる
ところ、申立人は、「決算時に申立期間に係る社会保険料が未払費用で処理されていることは知らない。私の税務申告は総務部長及び委託会計士が処理していた。」としており、申立事業所の総務部長は、「当時は賞与から厚生年金保険料が控除されることになってから日が浅く、役員賞与の支給は初めてのことであり賞与支払届を失念してしまった。」と供述しているが、仮に、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることができたとしても、申立人は事業主として標準賞与額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあり、当該社会保険及び賞与等の計算に係る事務に関与していなかったとは認められず、特例法第 1 条第 1 項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態にあったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 12 月 26 日から 8 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 2 月 1 日から平成 7 年 12 月 31 日までの期間において A 事業所に採用され勤務していた。

賃金台帳では、平成 7 年 12 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、社会保険庁（当時）の記録では申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 62 年 2 月 1 日から平成 7 年 12 月 31 日までの期間において A 事業所に勤務していた。」と申し立てているが、雇用保険の被保険者記録では、申立人は、平成 7 年 12 月 26 日に A 事業所を離職していることが確認できるとともに、申立事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の退職年月日を「平成 7 年 12 月 25 日」、資格喪失年月日を「平成 7 年 12 月 26 日」として届出されていることが確認できるところ、申立事業所は、「申立人は、平成 7 年 12 月 25 日までの期間において勤務していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間に申立事業所に継続して勤務していたと認めることはできない。

また、申立事業所の平成 7 年分源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認でき、申立事業所は「申立期間の厚生年金保険料を平成 8 年 1 月 31 日に社会保険事務所（当時）に納付し

た。」と供述しているが、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立事業所は、申立人の退職年月日を平成7年12月25日、資格喪失年月日を同年12月26日として届け出ていることが確認できることから判断すると、社会保険事務所は同年12月の保険料について、納入の告知を行っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を徴収することはなかったものと認められる。

さらに、オンライン記録において、申立人の資格喪失日が遡って訂正されたなど不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成7年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと認められないことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 52 年 2 月 1 日まで
② 昭和 52 年 5 月 1 日から 53 年 3 月 8 日まで

私の A 事業所での給与支給額は、入社当初は約 13 万円で、その後昭和 51 年 4 月から 52 年 1 月までの期間の給与支給額は約 14 万円であったと思う。

また、B 事業所に勤務し始めてからの給与支給額は約 16 万円であったと記憶しているが、両申立期間について、年金事務所の記録上の標準報酬月額は、当時の給与支給額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されているので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の元事業主の三男及び元同僚が、「A 事業所及び B 事業所の元事業主は親子であるため、両事業所は同族経営の事業所であった。」と供述していることなどから判断すると、申立期間①に係る A 事業所及び申立期間②に係る B 事業所は同族経営の事業所であり、事務手続等についても同様に行っていたことが推認できるところ、A 事業所及び B 事業所に係るオンライン記録並びに健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ職種であったとする同僚について、年齢及び勤続年数等を考慮の上で標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額のみが特に低額であるという事情は見当たらない。

また、上記の同僚のうち連絡の取れた 3 人に当時の標準報酬月額について照会したところ、全員が、「当時の標準報酬月額の金額について不自然な点は無く、申立事業所は両申立期間当時も適正な手続を行っていたと思う。」と

回答している。

さらに、A事業所の元事業主は既に死亡しており、B事業所の元事業主であるA事業所の元事業主の長男も既に死亡している上、A事業所の事業を承継したとする現在の事業主は、「当時の資料は廃棄しているため、申立人の当時の報酬月額、厚生年金保険料の控除の状況等については確認できない。」と供述しており、当時の厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

加えて、申立人は、両申立期間における厚生年金保険料の控除額等が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の両申立期間におけるA事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。